## (国土交通委員会)

水 防 法 及び土 一砂災 害 警戒区 域 等における土砂災害 防 止 対 策 の 推 進に 関する法 律 の 部 を 改 正 す

る法律案 ( 閣法第五号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

本 法 律 案 は、 水災 及 び 土 ·砂災害. に よる被 害 を防止 ŕ 又 は 軽 減 するため、 必要 な措置 を講じようとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

玉 土 交 通 大 臣 ば 気 象 庁 長 官 E 共 同 して、 は h濫 に ょ る 浸 水 に 係 る 洪 水 予 報 を 行うも のとする。

位の状況を公表しなければならない。

都

道

府

県

の

水

防

計

画

で

定

め

る

量

水

標

管

理

者

は

量

水

標

等

の

示

す

水

位

が

警

戒

水

位

を超えるときは、

そ

の

水

Ξ 玉 土 一交通 大 臣 又は 都 道 府 県 知 事 ば 洪水予報を行う河 川以 外 の 河 Ш で洪水に より 国 民経済上 重 大な 損害

等 を 生ずるおそ れ が あ る も のとして指 定 b た河 Ш の 水 位 が 特 別 警 戒 水 位 に 達 L たときは、関 係 者に 通 知 Ų

一般に周知させなければならない。

四 玉 王 交通大臣又は 都 道 府県知 事 ば、 三の指定がされた河川について、 浸水想定区域を指定するものとす

る。 また、 三の指定をしたものとみなされた河川については、 国土交通大臣又は都道 府県知 事 iţ 平成二

までの各年 十二年三月三十一日までに · 度 に 限 ı) 都 道 府県 浸水想定区域 に 対 ŕ 浸 の 水 想 指定を行うとともに、 定区 域 調 查 に 要する費 玉 は、 用 の三分 平 ・成十七年度から平成二十一年度 の 以 内 を 補 助 することが

できる。

ゼ 市 町 村 防災 会議 ば、 浸水想定区域 内又は 土砂災 害警戒区 域 内に主として高齢 者等の 特 に 防災 上 の 配 慮 を

要 す る 者 が 利 用 す る 施 設 が あ る 場 合に ば 市 町 村 地 域 防 災 計 画 に お い て、 洪水予報又は土砂 災 害 に 関 す る

情報の伝達方法を定めるものとする。

六 水 防 管 理者 ば、 民 法 第三十四 条 の法 人又は 特定非営 利 活 動 法 人 を、 水 防 協 力 4 体とし て指定することが

で **、きる。** 指 定 寸 体 は、 水 防 4 又 は 消 防 機 関 が 行う監 視、 警 戒 等 の 水 防 活 動 ^ の 協 九、 水 防 に 関 す る 情 報 収

集、普及啓発等の業務を行うものとする。

七、 水 防 4 長又 は 水 防 寸 員 で非常 勤 の も の が 退 職 U た場合に、 退 職 報 償 金を支給することができる。

V この法 律は、 部を 除き、 公布の日から起算して三月を超えない 範 !囲内において政令で定める日から施

行する。